

平成29年度

事業計画書

公益社団法人 きしろ翠光会

有料老人ホーム
六甲台翠光園
新翠光園
翠光ドール

平成 29 年度スローガン

～高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように～

I. 運営方針

国の推計によりますと、高齢者の65歳以上の人口は30年後の3800万人（総人口の38%）をピークに減少に転じますが、その一方で85歳以上のお年寄は現在の約500万人（同4%）から20年後には1000万人（同10%）に倍増し、50年後まで漸増すると予想され、今まさに超高齢社会が到来しております。

このような社会環境において私共は、これからの新しい事業年度への取り組みは勿論のこと、更なる長期的視野に立った高齢者施設の運営の重要性を痛感致しております。

経営面におきましては、施設稼働率を28年度予想の96%と同等の95%を目標として、安定した経営を引き続き推進して参ります。

そのために、質の高いサービスを提供することを目指して、介護士の「介護福祉士」割合を60%以上に維持すると共に、全職員が専門職（認知症介護・ケアマネージメント）としての知識・技術を発揮できるように、引き続き職員教育に積極的に取り組むことを最優先課題とします。

長期的観点からは、施設の住みよい・働きやすい環境の整備を抜本的に検討・実施し、これから益々高く求められるニーズに答えていく所存です。

基本的な取り組みとしては、

1. 法人の基本理念を全職員が周知徹底し、高齢者のお一人おひとりが尊厳をもってその方らしい質の高い暮らしができますように、ニーズを超えたサービスを提供できる想像性豊かな職員の育成を目指します。
2. 専門職の協働によるサービス向上委員会の活動を通じて、転倒予防のリハビリ・健康の食事・入浴等の福祉器具や認知症予防のレクアク（音楽療法等）を研究・調査し、その成果を施設の実践の場において実現すると共に、外部に発表・文書の配布等を行うことによって地域社会に貢献します。
3. 「やりがいのある職場」を目指して人材の確保・育成のため、資格の取得や内外研修会への参加を支援して、キャリアアップとなる等級制度・成長を実感できる評価制度・経験や資格等による昇給制度等を整備・実施します。
4. 施設の住環境と職場環境について、特に新翠光園においては設備・機器の各部の点検を行い、安全・衛生・機能ならびに癒しの観点から整備・改善に努めていきます。

II. 事業別運営状況

1. 法令遵守と加算体制の強化

法令遵守とは、「法令（法律と命令）」に沿って、良質なサービスを提供することです。

28年4月よりの法改正により、創設された新規加算要件に取り組むため、29年度でも引き続き体制を整えてまいります。

*認知症専門ケア加算へ取り組みます。

- ・「認知症介護実践研修」への参加（現在資格取得者2名）
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」への参加（現在資格取得者1名）
- 29年度も各1名参加予定

【加算】

- ① 個別機能訓練加算 12単位/日
- ② 夜間看護体制加算 10単位/日
- ③ 医療機関連携加算 80単位/月
- ④ サービス提供体制強化加算（Iイ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が60%以上 18単位/日

六甲台翠光園 28年4月～29年2月 平均66.0%

新翠光園 28年4月～29年2月 平均64.8%

- ⑤ 看取り介護加算 最大 6,528単位（1人）
- ⑥ 介護職員処遇改善加算 6.0%→8.2%に改定（介護報酬対象）

平成29年度臨時介護報酬改定により拡充される介護職員処遇改善加算が決定されました。特定施設入居者生活介護施設における加算の算定率は、月額平均1万円相当の処遇改善をするため、最高「8.2%」に引き上げられます。

2. 各施設の運営状況

《特定施設入居者生活介護施設》

【六甲台翠光園】

- (1) 入居定員 50名
1F 12名 2F 18名 3F 20名
現入居者 50名 (28年度入居率 96.3%)
- (2) 職員配置状況 基準配置 名(3:1)⇒1.8:1
職員 27名(看護師・介護職)
- (3) 平均要介護・年齢状況
1F 要介護 2.18 91.1歳
2F 要介護 2.35 87.0歳
3F 要介護 2.55 87.8歳
- (4) 施設環境の整備
① 南斜面の手入れと整備
② 築7年経過による環境美化

【新翠光園】

- (1) 入居定員 30名
現入居者 30名 (28年度入居率 97.2%)
- (2) 職員配置状況 基準配置 10名(3:1)⇒1.8:1
職員 15.6名(看護師・介護職) 実績
- (3) 平均要介護・年齢状況
1F 要介護 4.08 86.8歳
2F 要介護 2.31 88.1歳
- (4) 施設環境の整備

- ① 1人居室から夫婦居室への変更（居室の改装）
- ② 施設内環境整備（廊下、居室扉等）

- ③ ナースコールの老朽化による取り替え
- ④ 昇降機の整備（階移動について）
- ⑤ 居室の整備（トイレ見直し、エアコンの取り換え）
- ⑥ 前庭の整備（通路の整備）

《住宅型有料老人ホーム》

【翠光ドール】

- (1) 入居定員 10名
入居者 平成29年3月末 3名
- (2) 職員配置 生活支援員 1名
- (3) 平均要介護 要支援2 平均年齢 80歳
- (4) 施設環境の整備
① ナースコールの老朽化による取り替え
② ベランダへの野生動物の侵入の防止
③ 駐車場料金の見直し（値上げ）

3. 職員の人材育成と人材の確保

- (1) 介護福祉士、介護支援専門員の受験資格者の研修を実施する。
(28年度は、介護福祉士合格者 9名)
- (2) 職員の施設内研修
*法人経営理念・経営方針・個別方針の研修
*介護技術の向上のため、1回/月 介護職
*認知症の理解を深める 1回/月 (内・外) 全職員
*看取り研修 1回/3ヵ月 (内・外) 全職員
*職業倫理と虐待・不適切ケア防止の研修 1回/3ヵ月 (内・外) 全職員
*感染症予防の研修 1回/3ヵ月 (内・外) 全職員
*新人・現任研修(26項目) 1回/年 (2ヶ月間) 全職員
*喀痰吸引等研修 3回/年 外部研修 介護職
*認知症介護実践研修 1回/年 外部研修 介護職
*認知症介護実践リーダー研修 1回/年 外部研修 介護職
*職員の腰痛体操・リハビリ 1回/月 内部研修 全職員

(3) 人材確保

- ① 定期的な広告（ホームページ等）への掲載
- ② 国際福祉事業協同組合による、ベトナム人の介護実習生の受け入れを検討していく。（無料職業案内紹介所）
- ③ 介護福祉士・介護支援専門員の資格取得への支援
(介護福祉士資格取得者：28年度 9名、29年度 3名、)
- ④ 永年勤続者への報償金(20年、10年、5年)
28年度 11名 29年度 14名(予定)
事務・相談員：平均11年 看護師：5.8年 CW：5.5年
クーンスタッフ：5年 厨房：9.3年

III. 対人援助サービスにおける徹底事項

1. 認知症の人の「安心」「安全」を支える。

- (1) 昨年に引き続きユマニチュード手法を認知症ケアに取り入れていく
4つの基本柱→「見る」「話しかける」「触れる」「立つ」

(2) 認知症ケアの7つの視点に取り組みます。

- ① 忘れたことだけでなく、覚えていることに目を向け。
- ② 「できないこと」ではなく、「もっている力」ととらえる。
- ③ 言葉以外の口調や表情などから直観的に大意を読み取る。
- ④ すぐに「できない」と判断せず、待つ姿勢を大切にす。
- ⑤ これまでの習慣を生活場面に活かす。
- ⑥ 本人がやりやすい方法を見つける。
- ⑦ 何ができないのかを見極めて、その部分を支援する。

(3) 昨年に引き続きユマニチュード(認知症ケアの手法)に取り組みます。「見る」、「話しかける」、「触れる」、「立つ」の4つの基本柱ユマニチュードを通すと穏やかになることから「魔法のよう」と紹介されています。

(4) 専門的な認知症ケアを普及する観点から、認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体を実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修に積極的に参加して、介護サービス向上へと取り組みます。

2. 介護専門職のリハビリテーション「力」

①経管栄養補給から経口摂取への取組

家族、ご本人、かかりつけ医、歯科医、歯科衛生士、理学療法士、看護師、CW、栄養士等の連携により、経管栄養摂取者が経口摂取が出来るように取り組んでいきます。

ご家族、ご本人の強い希望を叶え、残された時間を有意義に、そして楽しく、過ごして頂く。

② 転倒予防委員会を立ち上げ、理学療法士を中心に活動を広げていく取組を行います。身体的なリスクと生活習慣と環境面でのリスク

*視覚機能の低下、身体能力の低下、認知機能の低下、薬の副作用、失神等と日常生活の過ごし方、服装・履物、環境等の改善へと取組ます。

③外出支援で楽しみの多い生活を。

張りのある生活、楽しみが多い生活をご利用者にとって頂くために、意識的に外出の機会を作ることが大切です。買い物や散歩と言った外出は、日々の楽しみになるばかりでなく、生活のリズムや心のゆとりを生み出すことができます。

3. 高齢者の健康管理と看取り看護・介護

看取り看護・介護とは

自然治癒力の低下が著しくなり、治療による改善の可能性が認められないと判断された場合、愛する人に支えられ、ご利用者の望む方向・意思を最大限に尊重すると共に家族等の意向も尊重し、ご利用者の残された『いのち・暮らし・時間』がより安全・安楽・安心に過ごせるよう、専門的ケアを提供し、安らかな人生の終焉が迎えられるように橋を架け、その橋を渡しやすくすることであり、それができる体制を強化します。

日々の健康管理

高齢化が進むにつれて医療ケアが必要なご利用者の割合が高くなってきています。介護現場における医療的ケアや医学知識に関する研修・教育体制の実際、介護職と医療・看護職との連携のあり方など、これからますます高まる医療ニーズへの対応方策として、介護現場では何を準備・実施し

ていかなければならないのかを見直し計画していきます。

4. 「食べたい！」と感じていただく

*食事は、栄養を補給し生命を維持するためだけのものではありません。日々の楽しみであり、QOL(生活の質)を向上させることができる要素の一つでもあります。食事をQOL向上につなげるためには、ご利用者の食事への関心を高めることに取り組みます。

*施設内の衛生管理 ①食事の質 ②食事サービスの時間

③食堂の環境 ④個別化 ⑤食事を提供する人の態度 ⑥食事を準備する人の態度等の見直しを行います。

*何らかの障害により咀嚼や嚥下が困難になった高齢者への栄養補給のために胃瘻を増設する事例が増えています。胃瘻増設後でも状態の改善により口からの食事を再開し、経口摂取を支援することに取り組みます。

*美味しい食事、安全な食事の提供を続けるため、外部企業への調理の委託をしないで、職員が食材を吟味して自らの手で食事を作ります。

5. 高齢者虐待防止・身体拘束廃止への取り組み

*高齢者虐待防止(不適切ケア)のポイント

① 虐待防止のための第一歩と思ひ業務改善に取り組みます。

②正しい言葉づかいができていますかチェックします。利用者との距離感を保つ工夫が必要です。

③法人の理念を理解し、正しい障害理解と対応する技術を身に付け介護の世界に夢や希望を積み上げていきます。

④個別ケアの原点を忘れず優先順位を考えながら業務の組み立てをします。

⑤不十分・不適切な介護の仕方が介護への抵抗を生む、という理解のもとに、それを回避し利用者に不安を与えないゆとりの介護が必要

⑤ 「良くする介護」をめざし、出来ないことを補う介護ではなく、出来る可能性を維持し、出来なくなることを予防し、出来ないことを回復する介護に取り組む。

⑥ 良好な組織風土と管理者の意識改革、それを支える職員集団、利用者・家族との良好な関係づくりに取り組みます。

身体拘束廃止への取り組み ⇒ 絶対に身体拘束はしない

「高齢者の尊厳を支えるケア」⇒「人の尊厳を基盤とした対人援助」
介護者の姿勢いかんによって、簡単に尊厳は壊れて消えてしまいます。利用者が介護を受けながら生活するなかで尊厳が守られ、その人らしく生活を継続するために、理念・専門職としての職業倫理を実際の介護行為や行動で示していきます。

6. 感染症予防

(1) インフルエンザ等を拡げない<<新型インフルエンザなどから高齢者を守る方法>>

*感染対策の基本(感染対策の3原則)

- ① 病原体(感染源)の排除
- ② 宿主の抵抗力の向上
- ③ 感染経路の遮断(持ち込まない。出さない。拡げない。)

*インフルエンザ感染対策

- ① 咳エチケットの励行(入居者・訪問者・職員)

② 発生時の対応→個室対応、ガウンテクニック、手指消毒

(2) ノロウイルス等の予防

① 施設内環境は清潔に保つ、特にトイレ、汚染処理室等

③ 清掃→清掃頻度:原則一日1回以上上湿清掃、乾燥させる。

床は湿式清掃、消毒液剤使用

IV. 施設環境整備事項

1. 非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練実施状況

①非常災害対策計画を策定(見直し)

① 水害・土砂災害を含む地域の実状に応じた災害に係る避難訓練を実施(防火器具、非常用照明、非常通報等の使い方)

② 施設内外の防犯対策

③ 非常食、飲料水、緊急対応物資の常備・点検。

2. 情報公開・公表制度

① IT化された記録の充実さらなる向上に努めます。

②家族懇談会、ご利用者懇談会等を年2回実施していく。

ご本人・ご家族の要望・意向を傾聴していく。

③定期広報誌年4回「新翠光園・六甲台翠光園だより」の発刊の継続。

④ ご利用者・職員の思い出アルバム(映像)を作り、ご家族にも施設の様子が手に取るように分かるようにします。(年2回開催)

3. 地域住民・高齢者の生活向上のため専門的な調査・研究・セミナーを実施

①地域社会との連携・交流を通して、高齢者の生活にかかる支援や勉強会並びにセミナーを実施します。

②高齢者の健康の増進や生きがい作り等の福祉サービスの向上のため、調査・研究を行い、広く地域に公表します。

③福祉サービス向上を目指す専門職の人材教育に力を入れます。

④高齢者の日常生活において、健康管理、介護保険制度等についての相談に応じて助言や指導を行います。

⑤ 住民同士が支えあう地域づくりを推進するコーディネーターとなる。